

白川町選挙管理委員会告示第40号

令和8年8月9日執行予定の白川町長選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者は、次のとおりである。

令和8年8月4日

白川町選挙管理委員会委員長 安江正宏

選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
白川町	安江正宏	白川町	大岩裕樹

白川町選挙管理委員会告示第41号

令和8年8月9日執行の白川町長選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和8年8月4日

白川町選挙管理委員会委員長 安江正宏

- | | | |
|-------|--------------|---------------|
| 1 場 所 | 白川町河岐1645番地1 | 白川町町民会館（大研修室） |
| 2 日 時 | 令和8年8月9日 | 午後8時 |

白川町選挙管理委員会告示第42号

令和8年8月9日執行の白川町長選挙における期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間は、次のとおりである。

令和8年8月4日

白川町選挙管理委員会委員長 安江正宏

期日前投票所の場所	期日前投票所を設ける期間
白川町役場（第2会議室）	令和8年8月5日から同年8月8日まで
白川北ふれあいセンター（資料室）	同 上
蘇原ふれあいセンター（会議室）	同 上
黒川ふれあいセンター（大会議室）	同 上
佐見ふれあいセンター（資料室）	同 上

白川町選挙管理委員会告示第43号

令和8年8月9日執行の白川町長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者は、次のとおりである。

令和8年8月4日

白川町選挙管理委員会委員長 安江正宏

1. 投票管理者

期日前投票所の場所	氏名	職務を行うべき日	計
役場本庁	鈴木 寿一	期間中の全日	4日
白川北	加藤 重良	期間中の全日	4日
蘇原	横家 保男	5日 6日 7日	3日
蘇原	山口 多利	8日	1日
黒川	藤井 敬之	期間中の全日	4日
佐見	安江 寿一	期間中の全日	4日

2. 投票管理者の職務を代理すべき者

期日前投票所の場所	氏名	職務を行うべき日	計
役場本庁	瀬瀬 真梨	期間中の全日	4日
白川北	服部 健人	期間中の全日	4日
蘇原	多賀 昇	期間中の全日	4日
黒川	上杉 篤志	5日 6日 8日	3日
黒川	田口 充則	7日	1日
佐見	日下部 真奈美	期間中の全日	4日

期日前投票所の場所の欄中「白川北」、「蘇原」、「黒川」及び「佐見」は「各ふれあいセンター」の略である。

白川町選挙管理委員会告示第44号

令和8年8月9日執行の白川町長選挙における期日前投票所のうち、その閉鎖時刻を繰り上げた期日前投票所は、次のとおりである。

令和8年8月4日

白川町選挙管理委員会委員長 安江正宏

期日前投票所の場所	閉鎖時刻
白川北ふれあいセンター	午後7時（全日）
蘇原ふれあいセンター	同上
黒川ふれあいセンター	同上
佐見ふれあいセンター	同上

白川町選挙管理委員会告示第45号

令和8年8月9日執行の白川町長選挙における投票場所及び共通投票所は、次のとおりである。

令和8年8月4日

白川町選挙管理委員会委員長 安江正宏

投票区	投票所及び共通投票所	
	施設の名称	所在地
白川	白川町役場	白川町河岐1705番地2
白北	白川北ふれあいセンター	白川町河東763番地
蘇原	蘇原ふれあいセンター	白川町赤河1060番地1
黒川	黒川ふれあいセンター	白川町黒川1821番地4
佐見	佐見ふれあいセンター	白川町上佐見1957番地1

白川町選挙管理委員会告示第46号

令和8年8月9日執行の白川町長選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者は、次のとおりである。

令和8年8月4日

白川町選挙管理委員会委員長 安江正宏

(別紙)

投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者

投 票 区	投票管理者		投票管理者の職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
白川	白川町	鈴木 寿一	白川町	安江 健太郎
白北	白川町	加藤 重良	白川町	今井 和樹
蘇原	白川町	横家 保男	白川町	多賀 昇
黒川	白川町	藤井 敬之	白川町	上杉 篤志
佐見	白川町	安江 寿一	白川町	田口 英実

白川町選挙管理委員会告示第47号

令和8年8月9日執行の白川町長選挙における全ての投票所及び共通投票所の閉鎖時刻を午後7時に繰り上げる。

令和8年8月4日

白川町選挙管理委員会委員長 安 江 正 宏

白川町選挙管理委員会告示第48号

令和8年8月9日執行の白川町長選挙における投票記載所等の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和8年8月4日

白川町選挙管理委員会委員長 安江正宏

- | | | |
|-------|--------------|--------------|
| 1 場 所 | 白川町河岐1705番地2 | 白川町役場（第1会議室） |
| 2 日 時 | 令和8年8月4日 | 午後5時15分 |

白川町選挙管理委員会告示第49号

令和8年8月9日執行の白川町長選挙における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和8年8月4日

白川町選挙管理委員会委員長 安 江 正 宏

白川町選挙管理委員会告示第50号

令和8年8月9日執行の白川町長選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の公表は、白川町ウェブサイトに掲示して行う。

令和8年8月4日

白川町選挙管理委員会委員長 安江正宏

白川町選挙管理委員会告示第51号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による令和8年8月9日執行の白川町長選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額は、次のとおりである。

令和8年8月4日

白川町選挙管理委員会委員長 安江正宏

候補者1人につき 1,953,800円